

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 日本ハム株式会社
代表者名 取締役社長 藤 井 良 清
(コード番号 2282 東証・大証第一部)
問合せ先 広報部長 西 原 耕 一
TEL 06-6282-3031

取締役、監査役のストックオプション報酬額設定及び
株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、取締役、監査役の報酬等の額の改定及び当社の取締役、監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして無償にて新株予約権を発行することについての議案を、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 6 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、第 5 9 回定時株主総会において取締役及び監査役の報酬を、当社の株価や連結業績との連動性を引き上げ、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、適正な会社経営を通じた株価上昇及び連結業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、退職慰労金制度を廃止し、これに代えて同等の経済価値を有する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする新株予約権を割り当てることとしております。

会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行前におきましては、ストックオプションについて、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続において当社株主総会の特別決議による承認を必要としておりましたが、会社法施行後、当社取締役及び監査役に対しストックオプションとして割り当てる新株予約権が、取締役及び監査役の報酬等に該当すると位置付けられたことに伴い、取締役及び監査役の報酬等の額の改定及び報酬等の内容決定につき提案するものであります。

2. 報酬等の額の変更内容

(1) 取締役の報酬等の額

当社の取締役報酬額は平成 18 年 6 月 27 日開催の当社第 5 1 回定時株主総会において、月額 4,200 万円以内（ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該月額取締役報酬額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額 1 億 7,000 万円を上限として設ける旨のご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役の員数は 11 名ですが、第 3 号議案が原案どおり承認されますと 10 名になります。

(2) 監査役の報酬等の額

当社の監査役報酬額は平成 10 年 6 月 26 日開催の当社第 5 3 回定時株主総会において、月額 800 万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該月額監査役報酬額とは別枠として、当社監査役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額 3,000 万円

を上限として設ける旨のご承認をお願いするものであります。

なお、現在の監査役の員数は5名で、第4号議案が原案どおり承認されますと5名になります。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

① 取締役に対する新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数80個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式 80,000 株を各事業年度に係る定時株主総会開催の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式数は1,000株とする。

なお、当社が、会社分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

② 監査役に対する新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数20個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式 20,000 株を各事業年度に係る定時株主総会開催の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式数は1,000株とする。

なお、当社が、会社分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の総額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割り当てる日の翌日から20年以内とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は上記（3）の期間内において、原則として、当社及び関係会社（直近の「有価証券報告書」において「関係会社の状況」欄に記載されたものをいう。）の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上